

令和8年7月24日

公 示 送 達 書

浦添市長 松本 哲治



次の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないので、
地方税法第20条の2第1項の規定により、公示送達をする。
当該書類は、市長が納税課において保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する。
なお、本日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなす。

送達を受けるべき者	送達をすべき督促状等の名称	備考
沢田 直樹	差押調書（謄本）	